

# 国立大学法人の機能強化へ向けた国による支援の充実を求める声明

—第4期中期目標期間に向けて—

令和3年9月6日

国立大学法人京都教育大学 経営協議会外部委員

東 元彦（京都市教育委員会教育次長）

木上 晴之（京都府教育庁教育次長）

寺本 充（公益社団法人日本PTA全国協議会諮問会議委員長）

堀場 厚（株）堀場製作所代表取締役会長兼グループCEO）

山内 康敬（株）京都新聞社相談役）

山本 健慈（元和歌山大学長）

私たちは、国立大学が教育・研究を通して、地域社会の発展や我が国の発展に寄与していくため、国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）第20条第2項第3号に基づく経営協議会の学外委員として、京都教育大学の将来計画をはじめ、大学経営の審議に参画し、透明性のある大学経営を実現するための「社会の目」としての役割を果たしてきた。その立場から、国立大学が来年度、第4期中期目標期間を迎えるにあたり、国立大学の教育・研究力を削ぐことになりかねない効率化や、拙速に改革の成果を求めようとする傾向については、危惧せざるを得ない。

国立大学は我が国が誇る重要な公共財であり、SDGsの実現、グリーン・リカバリー、カーボンニュートラルの推進等による地球規模課題の解決や災害、感染症等にも対応することで、高度にレジリエントでインクルーシブな社会の構築に貢献し、デジタル技術を駆使した教育・研究・社会貢献の機能強化、AI人材の育成などにより、国民の全てが発展成長するための、地方創生の中核を担う存在である。その使命を全うするためには、各大学において、様々なステークホルダーの意見を踏まえつつ、その特性に応じた多様な目標・計画達成に向けた取り組みが必要である。

公的な財源を基盤とする国立大学の運営費交付金について、一定のメリハリが求められることを否定するものではないが、一定の財源を毎年度、全大学共通の指標により傾斜配分する現行の仕組みは、本学のような小規模大学にとっては財政的基盤の脆弱性をもたらし、見通しをもった大学運営を危うくしていると、経営協議会外部委員として深刻に受けとめている。こうした事態について十分に検証することなく、国立大学における教育・研究を下支えする運営費交付金について、第4期においても現行の仕組みが継続される方向が示されていることについて、深く憂慮する。

国立大学は法人化以降、国からの運営費交付金が暫時削減されるなど、その厳しい財政状況の中、我々学外委員も協力し、学長のリーダーシップの下、学内の資源配分の見直しや自己財源の獲得に取り組む等の経営努力を重ね、社会から期待される様々な機能を強化・拡張し、特色ある教育・研究の発展・向上に取り組んできている。しかし、運営費交付金の削減により国立大学が教育・研究に充てることのできる資源の縮小がもたらされ、基礎研究・学術研究の苗床が枯れつつある深刻な状況を生んでいる。ことに、京都教育大学のような教員養成大学においては、産業界・経済界から多くの財政的投資を呼び込むことは困難であり、運営費交付金の削減が大学における教員養成の質的低下に直結することが生じると危惧する。国は、教育・研究こそが未来の我が国や世界を支える原動力であることを強く意識するとともに、我々国民のための未来への先行投資として増額すべきである。

私たちはこうした認識に立って、国立大学協会が「第4期中期目標期間へ向けた国立大学法人の在り方について—強靱でインクルーシブな社会実現に貢献するための18の提言—」において、「国が国立大学法人に求める役割を国立大学法人が果たすための基幹的な財源については、特殊要因も含め、安定的に措置されなくてはならない」とし、「運営費交付金全体としての増額が必須」であると主張することに賛意を表明する。また、同提言が述べている「評価に応じた予算配分を第4期においても行わざるを得ない場合には、運営費交付金総額の拡充を図った上で、現行予算の外枠において、インセンティブを与えるための措置とすべきである」という意見に賛同し、制度設計にあたってこの提案に耳を傾けることを求める。

第4期中期目標期間を迎えるにあたり、地方創生を担う国立大学として、本学がその責務を十分に果たすことのできる財政支援制度が是非とも確立されることを、ここに強く要請するものである。